



第5回会合の追加質問及び回答

令和6年5月13日
事務局

（JCOM株式会社への質問）

問 資料12ページでは、「当社のサービス提供は必然的にNTT東西より遅れる。利用申請が可能なタイミングを電力事業者同様に早めることを要望」とあるが、NTT東西よりも実際に遅れている例はどれくらいあるか（全体の中でどのくらいの割合か。）。また、利用申請可能なタイミングを早めるためには、WEBシステムへの反映を早めることで対応可能と考えるか。

（JCOM株式会社の回答）

- NTT東西殿は電柱建設と同時にケーブルの敷設工事も可能であるのに対して、当社のようにNTT東西殿の電柱を利用する事業者（以下、電柱利用事業者）は、NTT東西殿の電柱建設工事完了後にWEBシステムへの反映がなされてから初めて利用申請が可能となります（当社の経験上、電柱建設後1か月～3か月）。申請後、NTT東西殿に承認をいただき、初めてケーブル敷設工事が可能となります。
- 従いまして、NTT東西殿と比較すると、電柱利用事業者は原則全ての案件においてケーブル敷設工事が遅れるため、結果的にサービス提供も遅くなります。
- また、利用申請可能なタイミングを早めるためには、WEBシステムへの反映を早めるだけではなく、併せて以下の運用も対応いただきたいと思います。
 - 電柱建設前の段階で、電柱利用について電柱利用事業者からの事前相談を受け入れていただくこと
 - WEBシステムに未反映である電柱についても、利用申請を受け付けていただくこと

（JCOM株式会社への質問）

問 資料17ページでは、「仮にモバイル事業とソリューション事業と一体での事業を提供された場合、他事業者は対抗不可となる」している。一方で、NTTは、「地域産業の活性化に向けた非通信業務への進出」を要望しているが、NTT東西の活用業務の在り方について、どのように考えているか。

（JCOM株式会社の回答）

- 地域産業の活性化に関しては、「地域課題の解決に努めている企業はケーブルテレビを含めNTT東西以外に多数存在します。こうした地域企業にとってNTTグループは、豊富な人的資源や高い技術力、購買力などを持つ強大な組織であるだけでなく線路敷設基盤を軸とし隅々までのアクセスインフラを保有する事業者です。地域に対する圧倒的な競争力と影響力を持つNTT東西が無制限に市場へ参入することは、地域に根差した企業の経営を圧迫することになる恐れがあると危惧します。」との意見を本年1月に行われた「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 論点整理（案）」への提案募集で申し上げました。
- NTT東西殿の活用業務については、本来業務のための設備・技術・職員を活用し、電気通信事業の公正競争の確保に支障のない範囲で実施できるものとされていますが、現在までにNTT東西殿の活用業務は、県間IP電話サービスに留まらずサーバーホスティングなど多岐にわたっております。
- こうした活用業務が制度の趣旨を逸脱していないか、公正競争上課題はないのかという点が検証されたうえで、今後の活用業務の在り方については、NTT東西殿の本来業務をどう考えるべきかの議論と並行し、公正競争への支障の観点で議論がなされ、納得性のある明確な基準が示されるべきと考えており、単に地域活性化等を理由に活用業務を広範に認めることや業務範囲の拡大には反対します。

（JCOM株式会社への質問）

問 プレゼンではNTT東西のアクセス部門の運営主体について言及がなかったが、御社はNTT東西のアクセス部門の分離についてどう考えているか。電柱の利用に関する課題が解決されれば、アクセス部門の分離については中立という理解でよいか。

（JCOM株式会社の回答）

- アクセス部門の分離と、電柱の利用に関する課題解決とは別な問題であると考えています。
- 当社を含むケーブルテレビ事業者は、アクセス網を自前設置している設備事業者であり、NTT東西殿とラストワンマイルに関して直接的な競合関係を有しております。プレゼンでも述べたように、日本の電気通信事業政策は設備競争をベースにしており、ラストワンマイルにおいても、競争が有効に機能していると考えています。
- 今後も設備競争をベースとした競争政策が継続すると考えておりますが、現在までのアクセス網分離の議論では競争政策との関係性や当社への影響が予見できないため、現時点においては中立という立場をとらせていただきます。なお、今後の議論の進展に応じて、当社としての立場を表明する可能性があることは申し添えます。

（株式会社STNetへの質問）

問 資料8ページにおいて、アクセス設備等の利用料金について、「NTT東西のそれぞれの事業区域内においても、設備形成コストをより適切に反映した料金設定（大都市圏と地方圏に分けるなど）」が必要とのことだが、これによってコストの高い地方で利用者料金が高くなる懸念はないのか。

（株式会社STNetの回答）

- ここでは、アクセス設備の利用料金（加入光ファイバー接続料やDF利用料金など）が念頭にあります。設備利用者にとっては利用の予見性（どのくらいの利用料金になり、自らが利用できるかどうかなど）を考えた場合、ある程度まとまったエリアを対象に、一定期間は大きく変動しない利用料金の水準が提示されることが望ましいと考えます。例えば、市町村単位や町字単位のエリアを対象とした場合は、エリア規模や契約数が小さいことから、利用料金が大きく変動したり、エリア間格差が大きくなることが想定されます。そのため、エリア単位としては、北海道、東北といった地域ブロック等が望ましいと考えます。
- 現在の「加入光ファイバーにかかる接続料の改定等」の内容を見る限り、合理的な基準に則って算定されており、仮に地域ブロックごとの料金設定に変更したとしても、大きな地域ブロック間格差は生じないのではないかと考えます。
- 仮に地方の地域ブロックでの加入光ファイバー接続料が上昇したとしても、NTT東西のアクセス設備に依存していない当社を含む多くの競争事業者は、現在でも光コラボ利用者料金と遜色のない、あるいはより安価な利用者料金で提供しておりますので、光コラボ事業者についても競争上自らの努力でコストを抑制し、現状並みの利用者料金を維持することが期待されます。つまり、「健全な市場競争」を委ねることで、利用者料金の上昇はある程度抑制できると考えられます。
- また地域ブロック間で加入光ファイバー接続料に差がついた場合でも、全国大でサービス提供することが多い光コラボ事業者は全国で見ると同接続料の総支払額は現状と同じであり、地域ブロック間で利用者料金に価格差をつけるかどうかは、競争事業者との競争を考えて適切に判断すると考えられますので、結果的にコストの高いエリアでも利用者料金は高くならないと考えられます。

（株式会社STNetへの質問）

問 アクセス部門の分離について、NTTグループ内での分離、NTTグループ外への分離（国有化・民間出資）の違いによる公正競争（設備競争及びサービス競争）への影響の内容や影響を及ぼす程度は異なるか。また、異なるか。また、異なる場合、どのような点において影響の内容や程度が異なるか。

（株式会社STNetの回答）

- アクセス部門分離に伴う公正競争への影響は、分離形態の違いによって、影響の内容や程度には違いがあると考えます。
- 例えば、
 - 国有化の場合は、国民が利用する安価で安定した通信サービスの実現と、そのための設備提供が国有化の一義的な目的になると考えられますが、その組織においては、（支払利息等の最小限の資本コストを除く）利潤は不要という考えから、利潤相当額を除外する形で加入光ファイバー接続料やDF利用料金を引き下げることが予想されます。これは（他社からの出資等を含む）自己資本や借入れによって設備を建設・使用する設備競争事業者にとっては、大きな脅威となります。
 - NTTグループ内外での資本分離の場合は、分離後も民間企業として存続するため、国有化の場合に比べると利潤相当額の不算入といった極端なケースは生じません。ただし、その会社の株主等が「利益拡大を優先」したり、「（株主自らを含む）利用者のコスト削減を優先」するなどの考えをアクセス設備の貸出しにあたって強く打ち出すことになれば、公正競争に与える影響は大きくなると考えられます。

（アルテリア・ネットワークス株式会社への質問）

問 資料4ページについて、NTT東西と御社の開通納期が異なる理由には何があると考えるか。改善するためには、システム対応など、どのような対応があれば足りると考えるか。

（アルテリア・ネットワークス株式会社の回答）

- NTT東西のフレッツ光サービスと、加入光ファイバを利用した当社のUCOM光サービスは全くの同一サービスではありませんので比較は難しいですが、後者の開通に3か月かかるのはあまりにも長いと考えております。
- 上記の理由として、申込・開通のプロセスが最適化されていないことではないかと思料しています。通常、加入光ファイバは局内光ファイバと併せて利用することとなりますが、局内光ファイバは、加入光ファイバ（納期30日以内）が開通し、両端の位置が特定された後、45日以内に開通するプロセスとなっており、結果として75日以内（30日+45日）が標準納期となります。加入光ファイバと局内光ファイバの申込・開通が並行して進むプロセス、または、加入光ファイバ・局内光ファイバの空き線番情報が公開され、当社にて並行して局内の自前工事が可能となるようなプロセスがあれば、納期を短縮できると考えます。
 - なお、局内光ファイバの納期短縮のため、NTT東西にて「新たな配線盤」のしくみがあることを認識しておりますが、事前に相互接続点調査等の手続きおよび自前工事によるケーブル敷設が必要となり、手続きやコストの負担が生じます（当社においても一定以上の需要が見込まれる局舎においてはこのしくみを活用していますが、需要とコストの関係から一部の局舎に留まっています。）

（アルテリア・ネットワークス株式会社への質問）

問 資料3ページの透明性確保、公平性確保やNTTの名称による優遇措置などを懸念点として挙げているが、これらについて、実際にNTT東西の営業部門やNTTグループが優先されているという証拠はあるか。また、具体的な実害が生じているか。

（アルテリア・ネットワークス株式会社の回答）

- 具体的な実害までは認識しておりません。
- NTT東西殿の設備部門と利用部門との間やグループ会社との間と資本関係のない接続事業者との間で差別的な取り扱いがあるか否かは接続事業者側では把握できないものと認識しています。
- 「差別的取扱いや優遇措置の証拠」がないことや「NTTへのアンケート調査」の結果のみでは、公平性が確保されているか否かは判断ができないものと考えております。

（アルテリア・ネットワークス株式会社への質問）

問 御社は、アクセス部門の資本分離の必要性を主張しているが、資料3ページの条件（情報の透明性確保、NTTグループ向けと他事業者向けの対応優先度の公正性担保、機器・工事などの調達におけるNTTグループへの影響回避）が達成されれば、アクセス部門の資本分離は不要になると考えるか。なお必要と考える場合、その理由は何か。

（アルテリア・ネットワークス株式会社の回答）

- 前の質問への回答のとおり、本当の透明性・公正性が確保されているかは、接続事業者において適正に把握することは不可能であるという認識をしており、アクセス部門を別会社として分離すること、加えて国有化等を図るなどNTT殿を含むすべての接続事業者とは等距離にある組織とし、構造的に担保することが必要であると考えております。

（日本電信電話株式会社への質問）

問 JCOM資料10ページでは、「NTT柱は電力柱に比べ1次不承諾率が高い傾向」、「不承諾の理由の大半は強度不足」とあるが、このような違いは、NTT柱と電力柱とのどのような差異が原因と考えているか。

（日本電信電話株式会社の回答）

- 一般的に電力柱は、変圧器や高圧線等の荷重が大きい設備を添架する前提で作られているため、NTT柱より強度が高いものと想定され、NTT柱と電力柱の不承諾率の差異はこうした要因に基づくものと考えます。
- NTT東西としては、他事業者における利便性を高めるため、一次検討において添架が不可となる場合であっても、支線を構築することで電柱を補強する方法や添架するケーブル芯線数の変更（より軽いケーブルに変更していただく）や添架する電柱の変更（強度が十分な電柱に添架するようケーブルの敷設ルートを変更していただく）などをご提案する取り組みを、2023年6月から実施しているところです。

（日本電信電話株式会社への質問）

問 JCOM資料10ページでは、「不承諾の理由の大半は強度不足」、「算出根拠が開示されないため、設計変更（強度計算）の目安がつかない」とあるが、算出根拠を示すことができない理由はどのようなものか。

（日本電信電話株式会社の回答）

- 電柱の強度計算は、個々の電柱が建設されている地理的環境に応じて様々なパラメータや計算式に基づき実施するものであることから、算出方法や算出根拠を一律に開示することは困難であると考えます。
- しかしながら、NTT東西としても、他事業者における利便性を高めるため、一次検討において添架が不可となる場合であっても、支線を構築することで電柱を補強する方法や添架するケーブル芯線数の変更（より軽いケーブルに変更していただく）や添架する電柱の変更（強度が十分な電柱に添架するようケーブルの敷設ルートを変更していただく）などをご提案する取り組みを、2023年6月から実施しているところです。
- こうしたご要望への対応については、これまでも事業者間で協議しているところであり、今後も引き続き実施していく考えです。

(日本電信電話株式会社への質問)

問 アルテリア・ネットワークス資料3ページでは、「情報の透明性確保」、「NTTグループ向けと他事業者向けの対応優先度の公正性担保」等への懸念が挙げられている。NTT東西と他事業者との間で、「線路敷設基盤の利用・空き状況などの情報」、「光ファイバの使用状況」、「対応可否判断、納期などの優先度」、「情報開示に関する公平性」等に関する同等性への疑義をどのように受け止めているか、同等性確保の必要性に関する考えもあわせてご教示いただきたい。また、同等性の確保のために措置を講じている場合、具体的な措置の内容をご教示いただきたい。

(日本電信電話株式会社の回答)

- 光ファイバをはじめとする第一種指定電気通信設備や線路敷設基盤の提供にあたっては、電気通信事業法等に則り、他事業者とNTT東西の利用部門（以下、利用部門）とで公平に取り扱っています。
- 同等性の確保に向け、NTT東西の設備部門（以下、設備部門）と利用部門との間で厳格な機能分離を行っており、他事業者と利用部門からの申込について受け付けた順に処理を行う等、無差別かつ公平に扱うルールを徹底しています。
- また、第三者が設備部門における取扱いの公平性・同等性を客観的に検証できるよう、法令に基づき、設備部門が①他事業者との間において実施した手続、および、②設備部門以外の部門との間で実施した手続について、それぞれ実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件の記録・保存を行っています。
 - 当該手続の件数と平均日数（申込日～回答日、申込日～提供可能日、申込日～工事完了日）
 - 当該手続に係る接続の条件の概要（接続約款又は接続に関する協定に規定する納期、納期遵守率）等
- 設備部門の手続の対応結果については、利用部門と各事業者ごとの手続に要した日数等を総務省に毎年度報告しており、総務省の電気通信市場検証会議において検証の上、「不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった」との評価をいただいております。

<市場検証会議における検証内容>

「局舎スペースの利用に関する検証」、「NTT東西における各種手続（加入光ファイバ、中継光ファイバ等）についてのリードタイム検証」等が実施
- また、NTT東西の設備を他事業者が利用しやすくなるように、光ファイバの仕様情報や局舎のスペース・電力設備の空き状況、光ファイバの空き芯線数についてA～Dにランク付けを行って開示を行うとともに、局舎スペース等に空きが生じた場合は、他事業者に一斉にメールで周知する等、情報の透明性確保にも努めています。
- NTT東西としては、今後も上述のような同等性の確保のための措置を引き続き講じていくとともに、他事業者の利便性の向上に向け、他事業者のご要望を踏まえながら検討・対応していく考えです。

(日本電信電話株式会社への質問)

問 JCOM資料12ページの、「当社のサービス提供は必然的にNTT東西より遅れる」という点や、アルテリア・ネットワークス資料4ページの開通納期の違いに関して、NTTの営業部門による電柱利用やFTTHサービスの開通について、他事業者と異なる手続や業務システムが用いられているのか。用いられていない場合、なぜ差異が生じていると考えるか。

(日本電信電話株式会社の回答)

- 電柱については、電気通信事業法第33条（接続約款の認可）や同法31条（禁止行為）の規定に加え、他の電力事業者等の公益事業者と同様、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の規定に従い、他事業者に対して公平・公正に貸し出しているところです。
- また、光ファイバの開通については、電気通信事業法第33条や第30条（禁止行為）に基づき、自社利用の場合であっても他事業者が申し込む場合と同等の手続※で実施しているところです。また、その実施状況についても、市場検証会議において、「NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証」として、毎年度検証されており、「不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった」と評価いただいているところです。
- なお、アルテリア・ネットワークス様の資料4ページの開通納期の違いに関して、詳細なデータや利用形態についての記述がないため確かなことはわかりかねますが、局内光ファイバを敷設する工程が都度発生するのは、「ユーザ単位で芯線を占有されるご利用形態（シングルスター方式）」の場合であるため、比較している提供方式そのものが異なるのではないかと想定しています。（フレッツ光（戸建）は「複数ユーザで芯線を共有する利用形態（シェアドアクセス方式）」です。）
- NTT東西が法人向けにイーサネットサービスをシングルスター方式で提供する場合やマンション等の集合住宅に光ファイバを引き込む場合などにおいて局内光ファイバを新たに構築する場合は、他事業者と同等の手続・納期となっており、実際に市場検証会議において「不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった」と評価を頂いています。

※他事業者と利用部門が申込手続を行うシステムは異なりますが、どちらも設備部門が一元的に受付を行い、申込受付以降は、他事業者申込・利用部門申込を問わず、申込受付した順に設備部門が対応を行っております。

（日本電信電話株式会社への質問）

問 JCOM資料12ページでは、「利用申請が可能なタイミングを電力事業者同様に早めることを要望」とあるが、システム改修等により利用申請可能なタイミングを早めることは可能なのか、あるいは課題があるのか。

（日本電信電話株式会社の回答）

- 電柱については、電気通信事業法第33条（接続約款の認可）や同法31条（禁止行為）の規定に加え、他の電力事業者等の公益事業者と同様、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の規定に従い、他事業者に対して公平・公正に貸し出しているところです。
- NTT東西としても、他事業者の利便性の向上に向け、利用申請可能なタイミングを早めることについては、システムによる改修や手続・運用での改善も含め、これまでも事業者間で協議しているところであり、引き続きご要望を踏まえながら対応させていただく考えです。

（日本電信電話株式会社への質問）

問 JCOM、アルテリア・ネットワークスや、御社以外のオブザーバが主張するような線路敷設基盤・ボトルネック設備の利用の同等性に関する懸念を払拭するために、御社としては、どのような手段を採ることが有効と考えているか。

（日本電信電話株式会社の回答）

- NTT東西は、電気通信事業法に基づき、いわゆる禁止行為規制が課せられており、他の電気通信事業者を不当に優先的な取扱いをすることや、特定関係法人（NTTドコモやNTTコミュニケーションズ等）に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすることが禁じられています。
- また、その遵守のために講じた措置及びその実施状況として、主として下記の内容を毎年度総務大臣に報告しており、さらには、当該報告の検証も含め、市場検証会議において、「局舎スペースの利用に関する検証」、「NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証」、「NTT東西の接続機能要望等に関する検証」として、NTTグループと他事業者との同等性が毎年度検証されており、「不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった」等の評価をいただいているところです。
- 電柱については、電気通信事業法第33条（接続約款の認可）や同法31条（禁止行為）の規定に加え、他の電力事業者等の公益事業者と同様、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の規定に従い、他事業者に対して公平・公正に貸し出しているところです。
- NTT東西としても、今後も引き続き同等性の確保に努めるとともに、他事業者の利便性の向上に向け、ご要望を踏まえながら事業者間で協議していく考えです。

（全オブザーバへの質問）

問 NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方の検討の視点②公正競争の確保（サービス競争）について、オブザーバの一部から、アクセス部門の分離後も、（アクセス部門以外の部門である）NTT東西の業務範囲規制は維持する必要があるとの主張がなされているが、アクセス部門が分離されれば、NTT再編成の際の長距離会社と同様、アクセス部門以外の部門については、特別な規制を課さないことが自然と考えられるが、アクセス部門以外の部門への規制の在り方について改めてどのように考えるか。電気通信事業者としての一般の規律で十分と考えるか。特別な規律が必要と考える場合、どのような理由からどのような規律が必要と考えるか。

（日本電信電話株式会社の回答）

- NTT東西としては、電気通信市場以外の分野を中心に業務範囲を拡大し、地域課題のコンサルティング活動、DX支援、地域の一次産業の活性化等を通じて、人手不足やノウハウ不足等の地域の課題の解決や地方創生等に貢献し、サステナブルな企業へと変革していくため、業務範囲規制について、見直していただきたいと考えています。
- NTT東西は、電気通信事業法や公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインを引き続き遵守し、電柱や管路・とう道等の線路敷設基盤を他事業者にも公平に提供していく考えであり、また、利用部門と設備部門の厳格な機能分離を行う等、利用部門と他事業者との同等性を確保する体制も整備しています。
- 市場検証会議において、「局舎スペースの利用に関する検証」、「NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証」、「NTT東西の接続機能要望等に関する検証」として、NTTグループと他事業者との同等性が毎年度検証されており、「不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった」等の評価をいただいているところです。
- また、業務範囲規制の見直しに当たっても、公正競争に与える影響の大きい移動体事業やISP事業に進出する考えはありません。
- したがって、NTT東西の業務範囲については、アクセス部門の分離の有無に関わらず、電気通信市場における公正競争条件を維持することを前提としたうえで、見直しを検討していただきたいと考えます。
- また、NTT東西が新たに進出する電気通信以外の市場に関しては、事前に禁止するのではなく、事後的に市場を検証し、仮に不当な競争が行われていると考えられる場合は是正していく仕組みへと変更していくべきと考えます。

（KDDI株式会社の回答）

- 現在NTT東西が保有する「特別な資産」とその上に構築される加入者回線等のボトルネック設備に関連して、公社時代から担っている「電話のあまねく提供責務」に由来するものとして、
 - ①全世帯及び事業所への加入者回線設備の運用保守に必要なデータ（回線終端装置等の設置場所、回線種別や収容局等の設備面の情報）
 - ②当該世帯及び事業所に提供しているサービス種別などの契約原簿データ（オプションサービスを含む利用者との契約情報）
 - ③日本全国各地域の地場企業や自治体等との密接な関係を維持する営業基盤をNTT東西が保有しているものと考えられる。
- 上記①及び②は、設備とサービスを一元的に運営しているNTT東西が管理しているが、仮にアクセス部門を組織的に分離した場合は、アクセス分離会社は①を引き継ぎ、サービス提供会社は上記②及び③を引き継ぐものと想定される。
- サービス提供会社は、アクセス設備の資産を保有しなくても、通常の営業努力では獲得し得ない「全世帯及び事業所に係る顧客基盤や日本全国各地域の営業基盤」を保有する点で、高い市場シェア、事業規模やブランド力等の総合的事業能力を承継する市場支配的な特別な事業者であり、また、「電話のあまねく提供責務」をアクセス分離会社と一体的に担う必要があると想定されることから、一般の（純粋な民間の）電気通信事業者とは異なる特別な規律が必要であると考ええる。
- なお、1999年のNTT再編成の際に分離した長距離部門としてのNTTコミュニケーションズは、設備面でもサービス面でも組織的にアクセス部門（ボトルネック設備）と完全に分離されることになるため、NTT法の規律の対象外に置かれたものと理解している。

（ソフトバンク株式会社の回答）

- アクセス部門の分離にあたり、アクセス部門がNTTの資本から完全に分離された場合や、NTTを含む多様なプレイヤーや政府が出資・関与（NTTの出資・関与は他のプレイヤーと同程度）となる場合のアクセス部門以外の部門への規制は、市場支配力等（シェアやブランド力など総合的市場支配力に基づくもの）の観点から、電気通信事業法の非対称規制や独占禁止法等の一般法の規律が従前どおり維持されるという前提において、他の電気通信事業者と同等の規律を当て嵌めることで基本的には良いと考えます。
- ただし、資本分離を伴わないアクセス分離等、分離の形態が不十分な状態の場合は、アクセス部門の運営にあたり、NTTの経営戦略・方針の影響を完全に排除できないため、特別な資産の保護・公正競争の確保に支障が生じることのないよう、NTT東西（アクセス部門以外の部門）の業務範囲規制を維持する必要があると考えます。

（楽天モバイル株式会社の回答）

- アクセス部門を分離された場合でも、ドミナント企業であるNTT東西のユーザー基盤等を引き継ぐNTTグループ全体での電気通信市場におけるドミナント性は引き続き維持されるものと認識。電気通信市場における公正競争を確保する観点から、当該ドミナント性に対する特別な規律（例えば、業務範囲規制等）は引き続き維持するべきと考えます。

(一般社団法人テレコムサービス協会の回答)

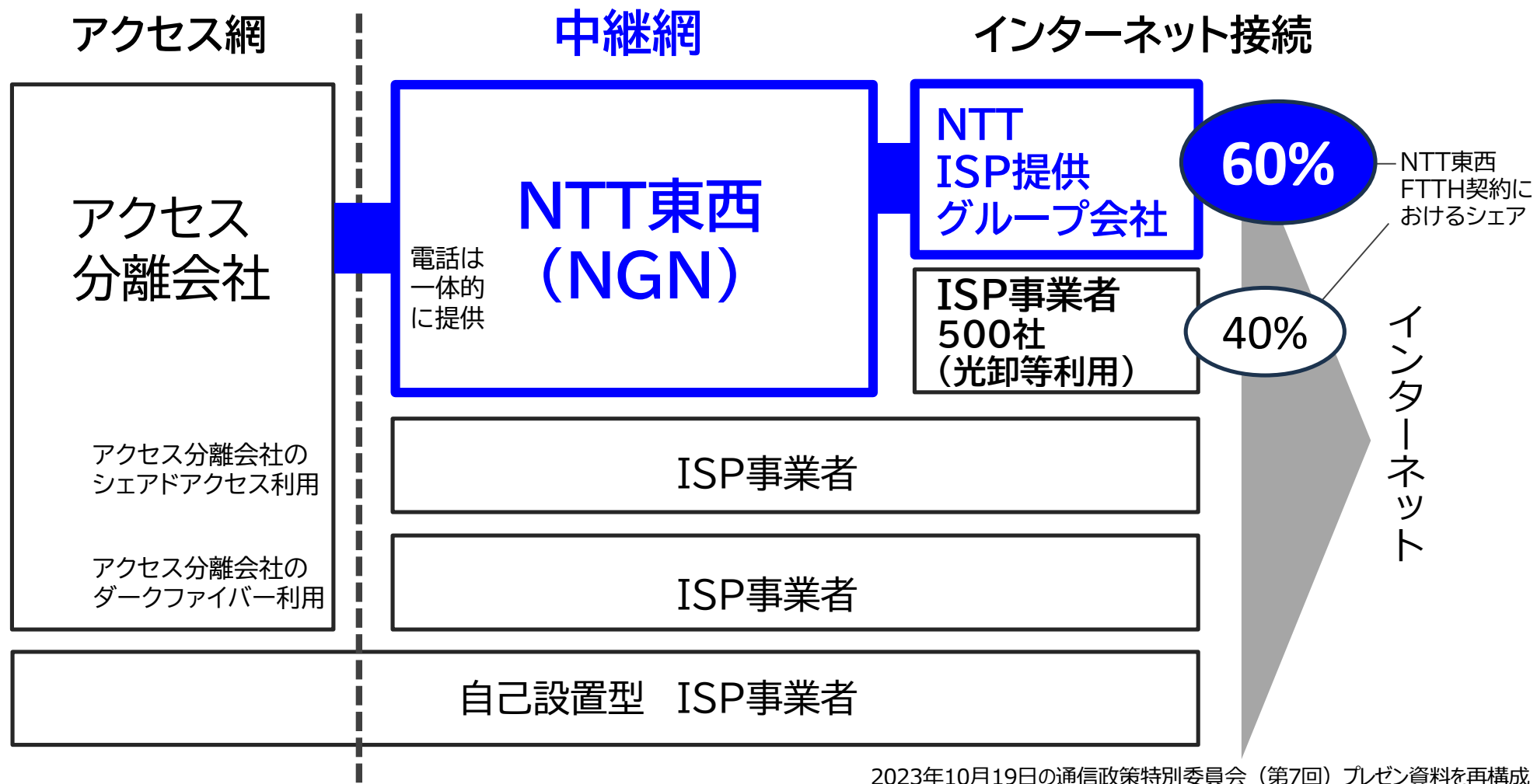
- 現在の固定系ネットワークの基盤となるNGNにおいて、電柱やとう道など「特別な資産」の上に成立し、他事業者による参入・構築の難しい加入者系光ファイバーは「アクセス部門」に分類・分離されると想定しても、その他に県内の中継系ネットワーク、ISPとの接続のためのPOI、IP電話用の交換設備(IMS)等、様々な階層におけるネットワーク設備がNGN内に存在しており、これら全てが「アクセス部門」に分類・分離されることは考え得ないものです。
- その前提に立てば、アクセス部門の分離後に、これらのNGNの非加入者系ネットワークを一元的に運用することになるであろうNTT東西が、例えばISP事業に参入することを許せば、例えばアクセス部門の設備利用の公平性が電気通信事業法により担保されたとしても、ISPや光コラボ事業者との公正な競争が成立することは困難であるとの認識です。
- 理論上は、NTT東西との間でイコールフットイングを確保され、NGNの「コアネットワーク」を「アクセス部門」の有する局舎に展開し、加入者系光ファイバーと接続し、もって競争に参加する新規NGN事業者は現れ得ます。またこのような事業者の参入により川上での競争が生まれ、もってISPや光コラボ事業者など川下を含めた健全な市場競争が生まれることも考え得ます。しかしNGNの運用に長年独占的企業として携わり、資産のみならず膨大なノウハウを有するNTT東西に対抗してそのようなビジネスを行い得るNGN事業者が一朝一夕に成立することは考えにくく、また仮に参入が見られたとしても寡占に留まることも考えられ、アクセス部門の分離後もISP事業に対する参入規制は存在すべきです。
- また、移動系のネットワークでは、フレキシブルファイバー等の「アクセス部門」に分類・分離される基地局へのアクセスのためのネットワーク以外はMNOにより運用されていることから、アクセス部門を分離した後のNTT東西の、MNOによる移動系ネットワーク設備への関与の度合いは（NGNとの比較で）大きく低下することが見込まれます。そのため、固定系と比べればアクセス部門分離後の特別な参入規制の必要性は薄く、新しいMNOとして、あるいは既存MNOと合併・協業するなどにより移動通信事業に参入し得るようにすることは考え得るものです。なお、アクセス部門の分離がなされない場合は、弊協会が第4回会合の事業者ヒアリングで主張した通り、NTT東西の移動通信事業への参入規制の緩和には反対である旨、申し添えます。
- 特に後者（既存MNOとの合併・協業）の場合は、固定サービスにおけるNTT東西のドミナンスとMNOのもつ移動系のドミナンスが結合することが考えられるため、弊協会が第4回会合の事業者ヒアリングで主張した通り、移動と固定のジョイントドミナンスによる公正競争への影響を回避するために、仮にNTT東西の移動通信事業への参入規制を撤廃するのであれば、これまでの指定設備制度の垣根を超えた新たな指定設備制度の導入を検討し、既存もしくは今後参入を行うであろうMVNOと、移動通信事業に参入するNTT東西との間で公正競争が行われるようにすべきです。
- 現状において、「ISP事業」及び「移動通信事業」以外への業務規制の緩和については、各々の事業分野について詳細に検討した上で判断されるべきものと考えます。

（一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会の回答）

- 当協会が3月28日の公正競争ワーキンググループ（第4回）で発表しました内容（P2. NTT東西殿のISP事業は今後とも禁止すべき）につきましてはNTT東西殿のアクセス部門が分離されたとしても、NTT東西殿サービス部門に対し規制を課すべきと考えます。
- NTT東西殿サービス部門は、アクセス設備を保有しなくても、全国に顧客基盤や営業基盤を保有し、高い市場シェア、高いブランド力を有すると思われる特別な事業者（部門）であり、また電話のユニバーサルサービスをアクセス分離会社と一体的に担うと思われることから、一般の電気通信事業者とは異なる特別な規律が必要であると考えます。
- また、アクセス部門が分離されたとしても、NTT東西殿のひかり電話の端末としてのニーズは高いと思われるため、FTTHのホームゲートウェイをISPに対し提供する義務を課す事や、現在同様大きなシェアを持つと思われるNTT東西殿のFTTHブロードバンドサービスの中継網をISP事業者に対し提供する義務を課すなどの規制が求められます。

（次頁参照）

NTT東西はアクセス網が分離されても、圧倒的な営業基盤・顧客基盤、高いブランド、またNGN中継網を占有し、電話をアクセス会社と一体的に提供する特別な存在であるため、特別な規律が必要。



(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の回答)

- NTT東西の業務範囲規制の維持必要性については、アクセス部門の分離の形態により、異なると考えます。特別な資産である線路設備基盤および光ファイバーのインフラが、NTT持ち株やNTT東西が資本や人事を管理する形で運用される場合は、引き続き、NTT東西の業務範囲規制は維持すべきと考えます。
- 上記、理由により、特別な資産が完全に分離されない場合には、他の電気通信事業者と同様の一般の規律では、NTT持ち株およびNTT東西に対し、公正競争のための規制をかけることは難しく、現行のNTT法と同様な規律が必要となると考えます。